

第282回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

令和7年12月11日

岩手県内水面漁場管理委員会

第282回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和7年11月10日（月）
- 2 開催年月日 令和7年12月11日（木）午後1時30分から午後1時54分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員（8名）

佐藤由也委員、渕貴博委員、中村久美男委員、島川良英委員、松林由里子委員、
松岡俊太郎委員、佐野賢治委員、高橋文昭委員

[欠席委員：峰岸有紀委員、阿見彌典子委員]

岩手県

筒井技術参事兼水産振興課総括課長、藤原振興担当課長、中野主任主査、藤村主任
主査、前川技術専門幹、阿部主任、松川技師、片寄技師、阿部技師、阿部県北局水
産部長、志田大船渡水産振興センター所長、佐藤宮古水産振興センター所長、佐藤
沿岸局水産部水産振興課長、野呂内水面水産技術センター所長

事務局

横沢事務局長、大野事務局次長、渡邊主任

傍聴者

なし

報道関係者（1名）

鎌田佳佑

5 報告事項

岩手県内水面漁業振興計画（第3期）素案について

6 委員会の経過

横沢事務局長

それでは定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願
いいたします。

佐藤会長

ただ今から、第282回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。開催に当た
りまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、年末に近い大変お忙しいところ、御出席をいただきまして、あり
がとうございます。

また、県の方からも、関係職員に御出席をいただき、ありがとうございます。大変御
苦労様でございます。

本日、この委員会で御案内しております件は、報告事項1件のみでございます。「岩手
県内水面漁業振興計画（第3期）素案について」を予定してございます。皆様方の御意
見、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

横沢事務局長

それでは、これから議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

佐藤会長

それでは、早速議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、峰岸有紀委員、そして阿見彌典子委員が欠席でございますが、8名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、本日の議事録署名委員についてであります。岩手県内水面漁場管理委員会規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員として、松岡俊太郎委員と渕貴博委員にお願いをいたします。

佐藤会長

次に、報告事項「岩手県内水面漁業振興計画（第3期）素案について」でございます。

県の方から御説明をお願いします。

藤原振興担当課長

水産振興課の藤原と申します。岩手県内水面漁業振興計画第3期の素案について、御説明いたします。お手元の青色の表紙の資料を御準備願います。

はじめに、お配りしている資料の構成ですが、1から12ページにスライド形式の素案の概要説明資料、13ページから16ページに新旧対照表、17ページから27ページに、第3期計画の素案の本文となっており、本日は1ページから12ページの概要説明資料を中心に御説明させていただきます。大変恐縮ですが、以降は着座にて御説明させていただきます。

まず、資料の2ページをお開きください。今回の報告の「要旨」を御説明いたします。

本県では、内水面漁業の振興を図るため、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、「岩手県内水面漁業振興計画」を策定しており、今年度で現行の第2期計画の終期を迎えることから、令和8年度以降の第3期計画を策定する予定です。本委員会では、このたび取りまとめました第3期計画の素案の内容について御報告いたします。

素案では、内水面漁協の経営改善や気候変動への対応などの課題に対し、内水面水産資源の維持増大、漁場管理体制の確保、観光業等との連携による地域振興、自然災害への対応促進など、関係者が連携して必要な施策を総合的に推進することとしております。

今後、関係団体等からの意見聴取を経て最終案を取りまとめる予定であり、令和8年3月の策定・公表を目指しております。

次に、3ページを御覧ください。「本計画の位置付け」を御説明いたします。この計画は、平成26年に施行された内水面漁業の振興に関する法律に基づきまして、国の基本方針に即して都道府県が定めるものとして、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生、の2つの目的で、施策を総合的かつ計画的に実施するための計画となります。本県では、平成28年に第1期計画を初めて策定し、令和3年に後継となる第2期計画を策定、今年度で5年間の計画期間を終える予定です。

続きまして4ページを御覧ください。「国の基本方針の概要」を御説明します。現行の

第2期計画では、表左側、平成29年の基本方針を踏まえて計画を策定しましたが、その後、表右側のとおり、令和4年に基本方針の変更がありまして、近年の情勢変化を踏まえ、基本的方向に掲げる重点課題の見直し等が行われております。

5ページを御覧ください。「第2期計画の主な取組状況」についてです。表に、第2期計画に基づき推進した主な取組を抜粋し、進捗と課題をまとめております。

1つ目の「増養殖技術の開発」では、小型なアユの早期放流等の研究を進めた一方で、依然として、内水面漁協の経営が厳しい状況にあるほか、アユ種苗生産への高水温の影響も確認されていることから、漁協経営の改善や気候変動への対策に資する、更なる技術開発が課題と分析しております。

2つ目の「カワウ被害防止対策」では、県域の協議会で検討を進め、令和5年度には本県における具体的な対応方針を策定するなど、取組が進展した一方で、新たなコロニー等が確認されるなど、生息域は拡大傾向にあることから、被害防止対策の効果を高めていくことが課題と分析しております。

3つ目の「サケ・マス類海面養殖の生産拡大」では、海面養殖の拡大に伴い、サケふ化場を活用した種苗生産の取組が拡大した一方で、引き続き、海面養殖生産が拡大していく見通しであることから、必要な種苗を供給できるよう、サケふ化場等における生産の効率化が課題と分析しております。

4つ目の「内水面遊漁の魅力発信」では、特設釣り場の設置等を通じて遊漁者へのPRに取り組んだ一方で、近年、ICT遊漁券システムの普及など、遊漁者とのつながりが変化していることから、こうした新たな技術も活用しながら、魅力発信に取り組むことが課題と分析しております。

以上は主な取組の抜粋となります、第3期計画の素案は、こうした第2期計画までの取組の成果と課題、国の基本方針の変更等の情勢変化を踏まえまして検討したものとなっております。

6ページを御覧ください。こちらで「第3期計画素案の構成」と主な変更内容を表に整理しています。詳細は次ページ以降にまとめておりますので、こちらの説明は割愛いたします。

7ページをお開きください。「第3期計画素案のポイント」を御説明いたします。まず、上部の「①内水面漁業の振興に関する指針」ですが、こちらは4ページで説明した、国の基本方針を踏まえ、本県の指針に掲げる課題を変更しており、内水面水産資源の維持増大、漁場管理体制の確保、観光業等との連携による地域振興、自然災害への対応促進といった方向性で、施策を推進することとしております。

続けて、その下の「②具体的な取組」ですが、第3期計画における課題を「経営改善」や「気候変動」といった5つのキーワードに分類しております、素案では、対応する取組について重点的に見直しを検討いたしました。

主な取組を更に下の表にまとめておりまして、1つ目の柱「内水面水産資源の回復に関する取組」では、環境変化に対応する増養殖技術の研究開発や、DNA分析による食性調査などの先端技術を想定し、それらを活用した効果的なカワウ被害防止対策の内容を拡

充しているほか、新たに、ICT 遊漁券システムの導入支援や、収集した遊漁者の行動履歴等のデータの活用による漁場管理の高度化の取組を追加し、内水面水産資源の回復と併せて、遊漁者等にとって魅力的な漁場の形成を進め、漁協の経営改善や遊漁の魅力発信に繋げる内容としております。

2つ目の柱「内水面における漁場環境の再生に関する取組」では、今般の県議会12月定例会で報告された、令和8年度以降の「いわての森林づくり県民税」に係る最終案のとりまとめを踏まえまして、新たに、河川管理者が実施する大雨時の流木被害防止の取組を追加し、気候変動等により激甚化・頻発化する自然災害への備えを進める内容となっています。

3つ目の柱「その他内水面漁業の振興に関する重要事項」では、サケ・マス類海面養殖に関し、サケふ化場等を活用した効率的な種苗生産体制構築の内容を拡充しているほか、指針に掲げた観光業等との連携の視点も盛り込み、引き続き、遊漁の魅力発信に取り組む内容としております。

8ページをお開きください。ここからは、計画本文の「主な変更箇所」となります。変更箇所を朱書きしていますが、まず、「第2 計画期間」では、令和8年度から令和12年度までの5年間に期間を更新しております。その下の「第3 内水面漁業の振興に関する指針」では、国的基本方針の変更を踏まえ、観光業等との連携による地域振興や、自然災害への対応促進を盛り込む内容に更新しています。

9ページをお開きください。「第4 内水面水産資源の回復に関する取組」の「1 内水面水産資源の持続的な活用に向けた取組」では、気候変動に対応する取組としまして、環境変化に対応する増養殖技術の研究開発等の記載を更新しているほか、国的基本方針の変更を踏まえ、ICT 遊漁券システムの導入支援等の記載を追加しております。

10ページをお開きください。「2 特定外来生物等による被害の防止対策の推進」では、国的基本方針の変更を踏まえ、カワウを強調する見出しに更新しているほか、県内の取組状況を踏まえ、先端技術を活用した効果的なカワウ被害防止対策の取組に内容を更新しております。

11ページをお開きください。「第5 内水面における漁場環境の再生に関する取組」では、気候変動等の影響を踏まえ、大雨時の流木被害軽減の取組等を盛り込む内容に更新しています。その下の「第6 その他内水面漁業の振興に関する重要事項」では、県内の取組状況を踏まえ、サケ・マス類海面養殖用種苗の効率的な生産体制構築の取組に内容を更新しております。

12ページをお開きください。最後に、「今後のスケジュール」を示しております。現在、内水面漁連、各内水面漁協、遊漁団体、河川管理者等の関係者に対し、今回説明した素案に対する意見を伺っているところです。

今後は、本日の委員の皆様からの御意見も含め、頂戴した意見をもとに、第3期計画の最終案を作成し、2月に開催予定の次回委員会で報告させていただく予定です。最終的には、令和8年3月の策定・公表を目指しています。

13ページ以降では、新旧対照表、本文への溶け込み版を示しておりますので、後程、御

覧願います。

以上、岩手県内水面漁業振興計画（第3期）素案に係る報告を終わります。

佐藤会長

ただ今、県の方から説明がございましたが、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願ひをいたします。素案でございますので、何でも、ここをこうしたら良いんじゃないかという、意見がありましたらお願ひします。

松林委員

教えていただきたいのですけれども、11ページなどにサケ・マス類の海面養殖に関連して、内水面養殖業者の養殖用の種苗の生産や供給の取組を強化していくっていう内容が、11ページだけではなくて色々なところで出てきているのですが、海面養殖自体が、ギンザケの養殖が主になっていてという経緯があると思うんですが、海面養殖をやっている方々との直接の連携という機会とか、もちろんあると思うんですが、そのような記載というのは改めてすることはあるんでしょうか。拝見すると「サケふ化場を営む漁業協同組合」は11ページに書いてらっしゃるんですけども、漁協の構造がちょっと分かっていなくて困るのですが。

藤原振興担当課長

御質問ありがとうございます。文言の「サケふ化場を営む漁業協同組合」と申しますのは、サケのふ化場を経営されている海面の漁協さん、あとは今日も委員さんでいらっしゃっていただいている組合長さんがいらっしゃいます内水面の漁協さん、両方含まれてございまして、そういったところを総称して「サケふ化場を営む漁協」とさせていただいております。

松林委員

沿岸の漁協さんが、サケふ化場もやってらっしゃるし、ギンザケなどの海面養殖もやってらっしゃるということで、含まれている、ということですね。

藤原振興担当課長

はい。沿岸にある海面、内水面、両方の漁協さんですが、サケふ化場を所持している漁協さんが取り組むこととなってございます。

松林委員

ありがとうございます。

他にも、質問よろしいでしょうか。

佐藤会長

はい、どうぞ。

松林委員

全く素人として、内水面漁業にワカサギというのは含まれるのでしょうか。

藤原振興担当課長

はい。ワカサギは含まれておりますし、例でいうと岩洞湖漁協さんとか、あとは馬淵川の大志田ダムの菜魚湖とか、そういったところのワカサギの取組もここに含まれております。

松林委員

特に魚種名としてワカサギというのは出でていないんですけども、アユ、イワナ、ヤマメと比べると、それほど重要視しなくても、というか。

藤原振興担当課長

もちろん、岩洞湖漁協さんなどにとっては最重要魚種でありまして、全体としては重要な魚種なんすけれども、大きく見たときには、取り組んでいる漁協さんが非常に限られている、漁業権に設定している漁協さんが限られているので、代表例とするときは一番放流量の多いアユなどの表記で提示させていただいている、ということでございます。

松林委員

あともう一つ。流木の取組というのも書いていただいているのですが、これは具体的には、基本的には河川管理者とか、山林の管理者が流木対応するのかなと思っているのですが、内水面漁業の取組としては、どのような予算や、実施するのは誰なのかということをお聞きしたい。

藤原振興担当課長

はい。予算の中身としては、県の予算としては他部局・他課になってしまいますが、基本的には「いわての森林づくり県民税」という森林関係の予算を、こういった流木被害の軽減などに使えるように使途を広げた、というのが今回の特色でございまして、それを今後、河川管理者、県で言えば県土整備部というところがありますが、そういったところが活用して、こういった取組を実施するという方向性を示したものでございます。

松林委員

比較的小さい河川と言いますか、沢なども含めて、県管理ではない所も流木発生には関係していると思うのですが、そのようなところにも、手を出せる、という言い方は悪いんですけども、影響が出るような素案の文章だと思ってよろしいでしょうか。

藤原振興担当課長

はい。県民税の話が出たので県の話をさせていただきましたが、全体の内容としましては、国管理、さらには市町村管理がございますので、国、県、市町村それぞれの河川管理者の方にも意見照会させていただいておりましたので、計画が策定された際には、そういったところと連携して取り組んでいきたいと思っております。

松林委員

ありがとうございます。

佐藤会長

はい、ありがとうございます。その他はございませんか。

松岡委員

はい。県民税を利用してやるっていう話でしたけれども、県民税でやってても、資源管理保安林でも、県行造林でも、間伐するとできる木ってそのまま放置しているんですよ。県民税でやった山も（間伐後の枝等を）放置しているんですよね。だから、間伐したやつをなんとか利用するべきだと思います。あと資源管理保安林については、伐採は何

町歩かわかつてますか。

藤原振興担当課長

すみません。存じ上げません。

松岡委員

20町歩なんですよ。だから、農林分野と一緒にになって監視、監督しないと、流木の被害とかそういうものが、結構大雨が出てきますんで、農林分野と一緒ににはまってやっていかないと、流木被害で相当荒れたような河川になってしまいますので、そのところも、農林分野と話し合って進めてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

藤原振興担当課長

はい、ありがとうございます。頂いた御意見については、林業の方にも情報共有しながら、あとこちらに森林の関係を入れたのは、そういった部署とも連携してやるという意味も含まれておりますので。

松岡委員

先ほどから言ったとおりね、県行造林も、県民税でやったやつも、結局伐採してそのまま放置してるから、水害になるんですよ。今年の場合は、まだそっちこっちで切っていないけれども、この高温の被害で、松くい虫がいっぱいになってるんですよ。そんなのもこれから切るんだと思いますけれども。まあ、予算がないから切らないかもわからないけれども。そんなところもちょっと、よく目を光させてやってもらいたいな、ということで話をしました。よろしくお願ひします。

藤原振興担当課長

はい、承知しました。

佐藤会長

はい、ありがとうございます。そのほかはございませんか。

佐藤会長

そのほかが無いようでございますので、これで報告事項を終了といたします。

次に「その他」に移ります。

佐藤会長

その他で、委員の皆様方から、情報を提供したいということがございましたら発言をお願いしたいと思います。どなたかございませんか。

佐藤会長

委員の皆様からはないようでございます。県の方からは何かございませんか。

藤原振興担当課長

ございません。

佐藤会長

次に事務局からは何かありませんか。

横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。次回の委員会は、2月2日月曜日、午後1時30分から、この会場、岩手県水産会館5階大会議室で開催いたしますので、よろしく

お願ひいたします。

また、本日の委員会閉会後に研修会を予定しておりますが、一部レイアウトを変更してから開会しますので、御了承をお願ひいたします。

事務局からは、以上でございます。

佐藤会長

はい、ありがとうございます。それでは、これにて委員会の部を閉会といたします。
委員の皆様方、御苦労様でございました。

———— 終了（午後1時54分）————